

日本国憲法と基本的人権

～ 5月3日は憲法記念日～

☎生涯学習課人権・同和教育係 ☎0943-32-0093

日本国憲法制定の背景

多くの犠牲者を出した第二次世界大戦の経験を生かし、平和な国を目指すべく、昭和22年5月3日に日本国憲法が施行されました。これを記念して、祝日法（昭和23年に公布・施行）で制定された祝日が「憲法記念日」です。

日本国憲法の三原則

「国民主権」

国の政治のあり方を決めるのは国民であるということ。

「基本的人権の尊重」

誰もが生まれながらに有する人間らしく生きる権利。

「平和主義」

平和な暮らしを希求するため、ほかの国と戦争しないということ。



インターネット上で横行する人権侵害

憲法14条は「法の下での平等」について記しており、基本的人権の一つである「平等権」を保証しています。

現在、インターネットの普及で気軽に情報を入手できるようになりましたが、誹謗中傷などの悪意のある書き込みにより、インターネット上での人権被害が多発しています。

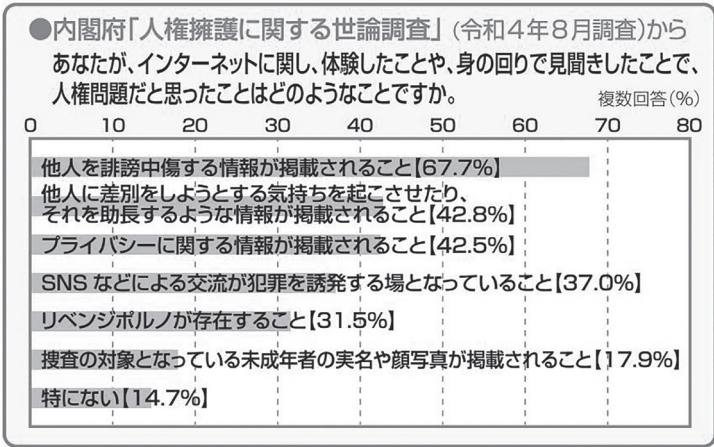
人権を守るためのモニタリング事業

広川町では、インターネット上で横行する人権侵害を食い止めるべく、昨年度から「インターネットのモニタリング」を行っています。

これは、インターネットにおける掲示板や交流サイトなどへの悪質な書き込みをモニタリング（監視）することで、人権啓発と差別的書き込みの早期発見・拡散防止などにつながることを目的です。

私たちにできること

差別を助長する書き込みやいじめ、暴力などに関するサイトを見つけたときは、サイトの管理者に対して「削除要請」できます。悪質な内容かつ人権侵害が明白である場合は、町や法務局、警察などの公的機関に相談しましょう。差別のない社会をつくるためには、一人ひとりが考えて行動することが大切です。



発信・投稿する内容に責任を持つことが大切！

Check!

- 他人の悪口や差別的な内容を書き込んでいませんか？
- 書き込む内容は世界中から見られていることを認識していますか？
- 投稿が半永久的に残っても大丈夫ですか？
- うわさ話を書き込んでいませんか？情報の発信源は信頼できますか？


※誹謗中傷の被害者に発信者の情報が開示されることもあります。
 ※誹謗中傷の発信者は、慰謝料・損害賠償金を請求される場合や、名誉棄損罪・侮辱罪に問われる場合もあります。

相談窓口

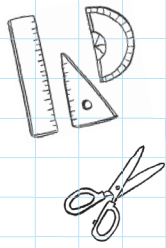
- こどもの人権110番 ☎0120-007-110 (全国共通・通話無料)
- みんなの人権110番 ☎0570-003-110 (全国共通)
- 女性の人権ホットライン ☎0570-070-810 (全国共通)
- インターネット人権相談受付窓口 (パソコン、携帯電話、スマートフォン共通)

受付時間：平日 8:30～17:15

右の二次元コードを携帯電話などのバーコードリーダーで読み込むと簡単に接続できます。



インターネット人権相談 検索

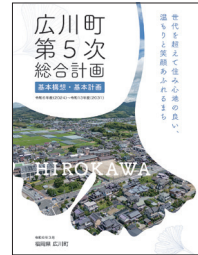


学校教育

☎子ども課学校教育係 ☎0943-32-1194

第5次総合計画における
「教育に関する施策」

第5次総合計画



▲第5次総合計画
これからの町づくり
の指針となるもの。

●まちづくりの基本理念

「職・住・育プラス遊」〜未来
に希望が広がるまちづくり〜

●広川町がめざす将来像

「世代を超えて住み心地の良い、
温もりと笑顔あふれるまち」

●将来像を実現するための

分野別基本方針

①暮らし ②保健・医療・福

祉 ③産業・地域経済

環境保全 ⑤教育文化 ⑥

交流 ⑦住民協働・財政運営

広川町総合教育会議

2月21日、広川町総合教育
会議が行われました。町長と
教育委員会で協議・調整し、
「教育」「文化の振興」を町政
の主要課題のひとつに位置づ
け、さまざまな教育施策を進
めていきます。

教育の主要施策の体系は、
下の図のようになります。

主要施策①

確かな学力の向上



主要施策②

豊かな人間性の育成



主要施策③

健康・体力の向上



主要施策④

いじめ・不登校の対応



主要施策⑤

特別支援教育の推進



学校教育

10の主要施策

主要施策⑥

学校・家庭・地域の
連携強化



主要施策⑦

教育ニーズへの対応



主要施策⑧

教職員の指導力・
学校の組織力の向上



主要施策⑨

学校教育施設・設備
・機器の整備・充実



主要施策⑩

子どもの安全確保



住宅に関する費用を補助します

R6 度
新規事業

①危険住宅の移転

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）などのがけ崩れの危険がある区域（がけ地近接等危険区域）や福岡県建築基準法施行条例第5条により建築が制限される範囲内にある居住中の住宅を除去し、安全な土地へ新築（購入含む）する人の移転費用を補助します。

※申請年度内に事業が完了するものが対象となります。余裕を持って計画的に事業が進められるよう、早めにご相談ください。

▼補助額

【危険住宅の除去】

危険住宅の撤去費・動産移転費・仮住居費など
→ 1戸当たり最大 97万5千円

【代替住宅の建設など】

危険住宅に代わる住宅の建設や購入（土地の取得を含む）、改修の資金を金融機関などから借り入れた場合の利子相当額

→ 1戸当たり最大 421万円（建物 325万円、土地 96万円）借入利率年 8.5% を限度

②木造住宅の耐震改修

R6度から、新たに「省エネ改修工事」を導入しました。

耐震化を促進するため、居住用の住宅の所有者が、住宅の性能向上改修工事（耐震改修と省エネ改修を併せて行う工事）や建替えなどに伴う除却工事を行う場合に、経費の一部を補助します。

▼補助額

【性能向上改修工事】

●耐震改修工事（柱の補強、屋根の軽量化など）

→ 経費の 50% で最大 90万円

●省エネ改修工事（窓・外壁・天井の断熱性能向上、節水型トイレ設置など）

→ 経費の 25% で最大 25万円

【建替えに伴う除却工事】

●解体、撤去工事 → 経費の 50% で最大 90万円

③老朽化した空き家の解体

町内で使われず、周辺の住環境に影響を及ぼす家屋の除却を促進するため、木造・軽量鉄骨造りの建築物の除却費用の一部を補助します。

▼補助額

申請者立ち会いのもと老朽度の調査を行い、対象となった家屋 → 経費の 50% で最大 50万円

④危険ブロック塀などの撤去

自然災害や老朽化に伴うブロック塀などの倒壊による被害を防ぎ、避難経路を確保するため、道路に面した高さが1メートル以上のブロック塀などの撤去費用の一部を補助します。

▼補助額

ブロック塀などをすべて、または一部撤去する工事（一部撤去の場合は別途要件あり）

→ 経費の 3分の2 で最大 16万円

※②～④の補助金の詳細は、ホームページをご覧ください。

※すべて事前協議が必要です。詳細はお問い合わせください。



園建設課都市計画係 ☎ 0943-32-1157